

平成25年度第1四半期 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人 日本博物館協会	維持会費(年会費)	230,000	※	5月31日、6月28日	日本博物館協会は、博物館活動の推進及び管理運営の改善に資するため、時宜に適した問題について専門委員会を組織し、国内外の調査研究等を実施している。 当該協会が主催する会議等に参加することにより、国内外の美術館及び博物館についての情報収集、意見交換を行い、業務の質の向上に資することから、維持会員として参加し、会費を支出している。	公財	国所管

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※日本博物館協会への維持会費の支出については、当該法人が算出した会費の請求書に基づき各施設がそれぞれ支出している。

なお、各施設それぞれの支出額は以下のとおり。

東京国立近代美術館30,000円、京都国立近代美術館40,000円、国立西洋美術館35,000円、国立国際美術館65,000円、国立新美術館60,000円